

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第83号）（芸術大学事務局総務課及び看護短期大学事務室）

京都市立芸術大学の授業料及び委託料並びに京都市立看護短期大学の授業料の適正化を図るため、これらを次のとおり改定することとしました。

区 分		金額（1年につき）	
		改正前	改正後
京都市立 芸術大学	美術学部生，音楽 学部生，大学院生 及び委託生	496,800 <sup>円</sup>	520,800 <sup>円</sup>
	科目等履修生及び 聴講生（1単位に つき）	13,800	14,400
京都市立看護短期大学		361,800	379,200

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

なお、平成12年4月1日前に京都市立芸術大学又は京都市立看護短期大学に入  
学した者に係る授業料及び委託料については、なお従前の例によることとしていま  
す。

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第83号

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市立芸術大学の項中「496,800」を「520,800」に、「13,800」を「14,400」に改め、同表京都市立看護短期大学の項中「361,800」を「379,200」に改める。

別表第2京都市立芸術大学の項中「248,400」を「260,400」に改め、同表京都市立看護短期大学の項中「180,900」を「189,600」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日前に京都市立芸術大学又は京都市立看護短期大学に入学した者に係る授業料及び委託料については、なお従前の例による。

(芸術大学事務局総務課及び看護短期大学事務室)